

秋田市告示第180号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第78条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第78条の11の規定により告示する。

令和7年6月2日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
医療法人 九盛会	三楽園ヘルパ ーステーショ ン	秋田市飯島字堀 川84番地20	令和7年 5月31日	訪問介護
株式会社 アジマッ クスネク スト	G E N K I N E X T 秋 田 駅 東 口	秋田市手形字西 谷地416番地1	令和7年 5月31日	地域密着型通 所介護